

平成18年度第3回帯広市健康生活支援審議会議事録

平成19年2月28日(水) 19:00~
市役所10階第6会議室

会議次第

市長挨拶

1. 開会
2. 会議
 - (1) 平成18年度第2回会議の議事録確認
 - (2) 個別計画の点検評価について
 - (3) 帯広市障害福祉計画について
 - (4) 平成19年度予算について
 - (5) 健康生活支援審議会運営要領の改正について
 - (6) けんこう帯広21の計画見直しについて
 - (7) その他
3. 閉会

出席委員 順不同

吉田委員、塩野委員、上徳委員、有田委員、梅安委員、渡邊委員、鈴木委員、
前田委員、阿部委員、畑中委員、樋渡委員、山口委員、野水委員、一ノ渡委員、
松崎委員、高橋委員、白神委員(23名中17名出席)

議事録

(事務局)

「帯広市健康生活支援審議会」の開催にあたりまして、砂川市長よりご挨拶を申し上げます。

(砂川市長)

皆さん、おばんでございます。お忙しいところ、また、お仕事終わってからの夜分にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から帯広市政に対しまして、多大なるご協力、ご助言をいただいております。この場をお借りして、お礼申し上げます。

この審議会は、帯広市民の保健・医療・福祉に関する総合的な調査審議を行う機関として設置されてございます。委員の皆様には保健福祉関係の各種計画の評価点検や、数多くの重要な案件に関しまして、活発なご審議、ご意見をいただくなど、大変、貴重な役割を担っていただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今、我が国は少子高齢時代を迎え、市民の皆さんの保健あるいは福祉に関するニーズと
いいますか要望が、ますます多様化し高まってきていると思います。そういう中で帯広市

としましても対応を的確に行うべく努力をしているところでございます。

来年度は、大規模な帯広市の機構改革を予定しており、この中で、子育て支援や、子どもに関する各種の施策をより充実を図っていくために「こども未来部」という部を新たに作りまして対応していくということにしております。また、予算につきましても、今までと違った観点から総合的に見ていく必要があるということで予算の項目につきましても「地域をあげた子どもの育成」という項目を新たに設けまして、重点をおいた施策の一つとして取り組んでいこうということにしております。

来年度の予算の話になりますと、ばんえい競馬の帯広市単独開催の予算も含まれておりまして色々と注目を浴びているところでありますが、福祉に関しましては、民生費という枠で括られると思いますが、市の予算の一番大きな部分を占めております。

4分の1以上、25%以上を民生費・福祉関係が占めているということでございます。

民生費の予算は昨年と対比しましても4.7%増となっており、市としても、重点的に力を入れている分野であることは言うまでもないところでございます。

また、障害福祉計画等のいろいろな各種の計画等が立案されて施行されておりますが、毎年のように状況に応じていろいろな国の制度が変わったりします。

そんな中で新たに計画を策定する、あるいは既存の計画を見直していくということも必要でございますし、その対応も的確にやっていかなくてはならないと考えてございます。

制度が変わるといいますと今年度から実施されております、障害者自立支援法などがあります。なかなか短期間で非常に制度的な変化があるということでありますので、我々としましては急速な制度改正にしっかりと対応していった帯広市民の皆さんの福祉向上に頑張っていかなければならないということでございます。より効果的に施策が展開するためにもこうした計画をしっかり作っていく、そしてまた状況に合わせて的確に見直していくことが必要であります。そういった点につきましても委員の皆様方のお知恵をお借りしながら進めていかなければならないと考えております。

委員の皆様には、毎回、大変多種類の資料等に目を通していただくということが必要であり、大変ご苦勞をお願いすると考えておりますが、なにとぞご容赦いただきまして活発なご審議をいただきますことを、また、そうしていただいておりますことを、改めて感謝申し上げますとともに、本日の会議におきましても忌憚の無いご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。よろしくお願い致します。

(事務局)

市長におきましては、この後、公務が控えておりますことから、退席させていただきますと存じます。

【市長退席】

1. 開会

(事務局)

それでは、只今より、平成18年度第3回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会には、審議会委員23名中17名の皆様のご出席をいただいております。本審議会は、審議会条例第7条第3項により成立しております。

なお、本日の出席者につきましては、お手元の座席表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

次に、本日の議題についてであります。お手元の会議次第のとおり予定しております。

使用いたします資料につきまして、確認させていただきます。資料1から資料7までは事前に郵送させていただいております。本日、配布させていただいておりますのは、資料2-2の個別計画点検評価調書、そして差し替えていただきたいのですが、資料3(その2)障害福祉計画を配布しております。

なお、市の保健福祉施策の現状をまとめた「帯広の保健福祉」という冊子をお配りしておりますので参考としていただきたいと思います。

資料が不足している場合は、事務局までお知らせください。

それでは、会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

2. 会 議

(1) 議事録確認

(会長)

おばんでございます。第3回の健康生活支援審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。会議次第がたくさんありますので早速、会議に入らせていただきます。

はじめに議題の(1)議事録の確認についてであります。資料1、前回の審議会の議事録をご確認いただきたいと思います。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

議事録につきましては、皆様に事前に、お送りしております。これに関しまして、何かご質問ご意見はございますか。

【特に意見無し】

(会長)

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

(2) 個別計画の点検評価について

(会長)

次に、議題の(2)各個別計画点検評価についてを議題といたします。

個別計画は、「帯広市健康生活支援システム基本計画」、「けんこう帯広21」、「第二次帯広市母子保健計画」、「帯広市児童育成計画」、「帯広市子どもプラン」、「帯広市障害者計画」、「第三期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の7計画であります。

健康生活支援システム基本計画以外の各計画につきましては、担当の部会で計画の評価点検を行っております。

では、健康生活支援システム基本計画について、事務局から報告願います。

(事務局)

健康生活支援システム基本計画の進捗状況につきまして、ご説明いたします。

資料2 - 1になります。

まず、はじめに基本計画全体といたしましては、5本の柱につきまして、概ね取り組みに着手したと考えており、それに伴い、それまで事務を所管しておりました「健康生活支援システム課」を昨年3月末で廃止し、社会課が引き継いでおります。

では、1頁にまいります。

課題発見、課題解決、点検評価の各機能につきましては、地域包括支援センターや地域子育て支援センターなど、市民に最も身近なところでの相談やサービスの提供を行なっているほか、保健師や各種相談員が地域に出向き相談・支援を行なっているところでもあります。また、課題解決機能につきましては、関係課職員が一体となって、困難処遇ケースの対応をしているほか、個別処遇の検討会を通じて、ケアマネジメント機能の充実に取り組んでいるところでもあります。

次に、2頁にまいります。システムを支える5つの体制のうち健康生活支援審議会につきましては、障害福祉計画や市の機構改革などにつきまして精力的なご審議をいただいております。各個別計画の点検評価を各部会において実施していただいております。

3頁にまいります。保健福祉センターにつきましては、昨年4月に開設し、子育てや高齢者・障害者の支援機能とあわせ、様々な事業を展開しているところでもあります。

また、福社会館につきましても、帯広市グリーンプラザへ移転し、9月に全面開館して、地域福祉や高齢者・障害者の福祉向上を図る施設としたところでもあります。

次に、行政組織の再編・充実ににつきましては、新年度実施いたします機構改革で、子ども未来部を創設するなど、大幅な見直しを行ってまいります。

4頁の企画調整機能につきましては、機構改革にあわせて、各部に置かれていた調整次長に代わり新たに企画調整監をおき、各部の連携強化、部内の企画調整の向上を図ります。

次に、総合相談調整窓口につきましては、平成18年度に窓口調整副主幹を配置し、7月にカウンター等を整備して、相談環境の充実に図るとともに、市民のためのサービス向上委員会を開催し、ケース対応の協議や職員研修を実施するなど、相談体制の充実に図ってきております。

次に、5頁の、保健医療福祉の情報システムにつきましては、これまで、障害福祉や総合相談調整窓口の情報システム導入を進めてきており、今年度も、健康管理情報システムの整備を進めているところで、新たな制度に対応したシステムの更新も含め、市民サービスの向上に向けた情報システムの構築を進めているところでもあります。

6頁の分野毎の方向性であります。基本計画で示している5つのシステムに関し、対応する個別計画とネットワークなどの支援体制を記載しております。

私からは、以上です。

(事務局)

続きまして私の方から基本計画中「医療と保健福祉の連携」について説明いたします。
資料2の1の7ページ、最後のページをご覧ください。

まず最初に予防・早期発見への取り組みにつきましては基本健康診査、それから市民健康診査など生活習慣病に係わる各種健診の啓発に努めるとともに関係機関の協力によりまして受診者の増加を図っているところであります。また、生活習慣病のリスクの高い方を対象にしました3ヶ月の期間、改善プログラムを提供し、保健指導をする健康づくり強化事業を平成18年度より新たに実施しております。

またこれまで3歳児までを対象としました幼児歯科検診とフッ素塗布を平成18年度から6歳児までに拡大し、市内歯科医院で実施しております。

次に専門職の充実と連携につきましては、保健福祉センターの整備にあわせ、新設されました子育て支援総合センター、障害者生活支援センター、地域包括総合支援センターなどに必要な専門職を配置しております。

次に医療機能の分担と連携、並びにかかりつけ医の機能強化につきましては帯広市には十勝二次医療圏、三次医療圏の医療を担う地域センター病院、地方センター病院が整備されておりまして、かかりつけ医への支援、医療従事者への研修など地域医療の充実と患者の医療ニーズに対応した体制づくりが進められております。

また一次救急は夜間急病センター、医師会によります在宅当番医、救急当番医が担っておりまして、その他二次救急としての病院輪番制ですとか三次救急医療になる救命救急センターへの支援を引き続き行っているところであります。

説明は以上であります。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

【特に意見無し】

(会長)

特に無いでしょうか。得に無いようですので、次に「けんこう帯広21」、「母子保健計画」、「児童育成計画」、「子どもプラン」、「障害者計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の各計画の評価につきましては、健康生活支援審議会運営要領第3条により、専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとされており、評価結果が資料2-2として本支配布されております。

なお、部会の評価に関しまして、各部会とも、特に意見等は無かったと伺っておりますが、これら各行政計画の評価に関しまして、参考意見がございましたらお受けいたします。

【特に意見無し】

(会長)

特にありませんでしょうか。無いようですので、これで平成18年度の各計画の点検・評価が終了いたしました。この点検・評価というのは、健康生活支援システム基本計画の重要な機能の一つとなっております。それぞれの計画の達成に向け、今後もしっかり点検していきたいと思っておりますので、皆さんもよろしくお願いいたします。

(3) 障害福祉計画

(会長)

次に、議題の(3)帯広市障害福祉計画を議題といたします。

この計画については、健康生活支援審議会条例規則第4条第2項、及び運営要領第3条第1項第3号の規定により、障害者支援部会へ委任し、審議していただいていたもので、本日、規則第5条第1項により、その報告を受けるものであります。

それでは、障害者支援部会から、報告をお願いいたします。

(副部長)

部長が出席できませんので、代わって副部長から『帯広市障害福祉計画』について報告いたします。

この計画は、平成17年10月に成立した障害者自立支援法によって、全ての市町村と都道府県において、平成18年度末までに策定が義務付けられているもので、障害者計画の生活支援に関する分野の必要見込み量などを定めることになっております。

計画の策定にあたっては、幅広い分野の関係者から意見を聞くこととされており、本市の場合、この健康生活支援審議会がその役割を担うことになり、昨年2月に当障害者支援部会へ調査審議が委任されたものであります。

当部会では、18年8月以降、4回にわたり審議を行い、そのほか、当事者へのアンケート調査やパブリックコメントなどが実施され、本日、お手元に配布されております『第一期帯広市障害福祉計画』として取りまとめられたものであります。

内容につきましては、事務局から説明いたします。

(事務局)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。本日、改めてお配りいたしました「第一期帯広市障害福祉計画(案)」、右肩に(その2)とある資料をご覧ください。

初めに、表紙を1枚めくり、1ページから3ページには、「第1章 計画の基本的事項」を記載しております。本計画は、障害者自立支援法に基づき、平成18年度末までに策定が義務付けられており、平成12年度に策定いたしました『帯広市障害者計画』のうち、生活支援に関する事項について、数値目標やサービス見込み量などを定めることになっており、今回の「第一期計画」は、平成18年度から20年度までを計画期間といたしております。

第2章は「障害者及びサービス利用の現状」で、4ページと5ページに障害者数を、6ページと7ページには利用者数と事業費の推移などを記載しております。

次に、8ページからは「第3章 基本方針」を載せております。本計画の策定にあたりましては、アンケート調査や意見交換会にお寄せいただいた皆様のご意見を基に、重点的に取り組む事項3項目を設定し、9ページに記載いたしました。

1つには、入所施設や精神科病院に必要以上に依存することなく、地域生活への移行を促進すること、2つには、一人一人の意欲や能力に応じて、就労支援を強化すること、3つ目として、国の障害福祉サービスの充実とともに、帯広市が実施する地域生活支援事業などを推進すること、以上の3つを重点項目といたしました。

また、10ページと11ページには、既存の施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の数値目標を設定いたしました。(1)の施設入所者の地域移行では、平成17年度の入所者数311人に対し、平成20年度末までに、新規入所者が17人増え、地域移行者が25人減り、差し引き8人の入所者が減少し、平成20年度末の入所者は303人と見込みました。更に、その後の3年間で、平成23年度末までに、新規入所者が12人、地域移行者が54人、差し引き42人の入所者が減少し、平成23年度末の入所者は261人と数値目標を設定いたしました。

次に、11ページになりますが(2)入院中の精神障害者の地域移行では、平成17年度に北海道が実施した調査において、39人が退院可能とされておりますので、平成20年度末までに17人、平成23年度末までに残り22人の方々の地域移行を目指すものであります。

(3)福祉施設利用者の一般就労への移行では、平成17年度実績2人に対し、20年度は3倍の6人、23年度は6倍の12人、それぞれ単年度毎に一般就労を目標とするものです。

次に、12ページから19ページは第4章として、障害福祉サービス毎に、各年度の必要見込み量を推計いたしました。19ページには、一覧表で整理しておりますが1ヶ月に必要な見込み量を一覧表としてまとめております。

次に、20ページからは「第5章 地域生活支援事業」で、相談支援事業をはじめ、事業毎の1年間に必要な見込み量を推計いたしました。

25ページには「第6章 計画の推進体制」を記載し、更に、26ページ以降は資料編として、アンケート調査の結果と障害者支援部会の委員名簿を登載しております。

なお、本計画につきましては、さる1月15日から2月14日の1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしまして、7つの団体・個人からのご意見等に基づき、所要の修正等を行ったところであります。説明は、以上でございます。

(会長)

それでは、ただいまの報告について、ご質問がございましたらお受けいたします。

(委員)

大変わかりやすい資料でありがたく思いますけれども、様々な施設から地域に移行するというのは市の基本的な考え方、国もそうですけれども、移行するのはいいのですが移行

する場合一番必要なのは受け入れ先よりも雇用ということだと思っておりますよ。雇用の実態が伴っていきませんとなかなか施設から、あるいは複数の作業所みたいなところから自立生活をしてというわけには、なかなかスムーズにいかないと思うのですけれども。

一方で、法律で大きな企業300人以上については障害者の一定程度の雇用が義務付けられていますよね。それを履行しない場合には一定の罰金を取られるという制度のように理解をしておりますが、帯広市内の一定の雇用義務のある企業の就労状態といったようなものは数字として調査されているデータをお持ちでしょうか。もしおありであればお聞かせをいただければと思うのですけれども。

(会長)

ありがとうございました。事務局、質問の主旨がご理解いただけるとは思いますが、もし資料ありましたらお願いいたします。

(事務局)

すみません、只今、資料を探しています。

会長申し訳ありません。探すのに時間がかかりますので、後程、お答えをさせていただきますと思います。

(会長)

この件は保留として、先に進みます。

その他に障害福祉計画(案)につきまして、ご質問があれば伺いたいと思っております。

【特になし】

では、先程の質問を除いて、この計画に関して特にご異議ありませんでしょうか。

【異議無し】

(会長)

それでは、本審議会といたしましては、この計画につきまして承認いたします。

障害者支援部会の委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

質問の件に関しましては事務局で答えが出次第、ご報告させていただきたいと思っております。

(4) 新年度予算

(会長)

次に、議題の(4)保健・福祉に関する平成19年度予算案についてを議題といたします。この予算案は、明日3月1日からの市議会で審議が始まります。それでは、事務局、説明お願いいたします。

(事務局)

それではご説明をさせていただきたいと思います。

お手許の資料の資料4と5、二つの資料をご覧いただきたいと思います。

資料4につきましては19年度の予算案の総額を記載しております。資料5は19年度に実施します主要な事業について記載しております。

まず資料4の予算総括表についてご説明いたします。

当審議会が係ります予算につきましては民生費と衛生費に区分されますが、民生費の平成19年度の当初予算案につきましては199億7,700万円と、平成18年度の当初予算と比較いたしますと約9億円の増、4.8%の増となっています。

もう一つ衛生費につきましては19年度の予算が30億6千万円。18年度と比較しますと7,400万円の増で2.5%の増となっています。それぞれ項目毎の予算額を記載していますが、これにつきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

この民生費と衛生費の総額が一般会計に占める割合は、先程市長の方から民生費は約4分の1と挨拶の中でご説明ありましたが、この民生費、衛生費合計いたしますと一般会計占める割合が31.3%となっております。

次に特別会計、下の表でございますが介護保険会計が特別会計になりますが19年度の当初予算84億4千万円、18年度と比較いたしますと5億5千万の増、7%の増加となっております。予算額の総額については以上でございます。

次に資料の5、主要事業についてご説明します。この中では特に新規事業と継続事業の中で拡大しているものを記載しています。その中で新規の事業についてのみ簡潔にご説明させていただきます。

まず1ページ目の最初で「耳マークの設置」というのがございます。これは聴覚障害者が利用しやすい環境を整えるということを目的に窓口で耳マークの表示板を設置いたしまして、その窓口では筆談により対応可能というような体制を整えていきたいと思っております。設置場所については市の庁舎やコミセン、支所等約200箇所ほどを考えております。予算額については以下省略いたしますのでご覧いただきたいと思います。

次、2つ目は耳マークの下段にあります地域自立支援協議会の設置でございます。先程計画の中でお話ししましたが、障害者自立支援法の施行に伴いまして各種相談事業をはじめとした中核的な役割を担うという協議の場として地域自立支援協議会を設置いたします。そこでは相談支援の事業者とかサービス事業者、あるいは関係機関等からなります構成委員を持って協議会を設置し、今後運営をしていきたいと思っております。

次は資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページの上の方に小規模多機能型居住介護施設の整備、認知症高齢者グループホームの整備となっております。

小規模多機能型居住介護につきましては19年度中に市内で2ヶ所、認知症のグループホームにつきましては同じように2ヶ所。合計4ヶ所19年度に整備を予定しております。それに係わる国庫補助金を記載しております。

次、その下に先輩ママさん訪問員制度というのがございます。これにつきましては子育ての育児の孤立化、育児不安を軽減するために新生児の家庭の中で希望される方に先輩ママさんが家庭を訪問いたしまして育児に係わる相談や子育ての支援総合センターの紹介など様々な支援によりまして見守り体制を作ってまいりたいと思っております。

なお、この訪問員さんの相談する際に今年度から家庭用のゴミ袋10リットル20袋を配布してまいりたいと思っております。このゴミ袋につきましてはおおよそ1年間の使用料というように考えています。

次に農村部子育て助っ人ファミリー事業ですが、へき地保育所の延長保育の代替として保育所の送迎や一時預かり、これを広野・富士・清川地区において実施してまいりたいと思っております。

次は資料の4ページをご覧いただきたいと思いますが子ども議会の開催でございます。これは子どもたちが帯広のまちづくりに関心を持ってもらう、そのきっかけにしたいということで、子ども市長の日とか子ども議会というのを開催いたしまして、市内の小中学生の子ども等からの意見を聞いて市政に反映させるというきっかけの場を作っていきたいということでございます。

次に、その下に保育所整備事業というのがございます。あじさい保育所の建物が老朽化してきましたので、この建替えのための市の補助をしていきたいということでございます。

次に、同じ保育所の整備ですが、さくら保育所、ときわ保育所それぞれ施設の改修あるいは増築を行ってまいりたいと思っております。なお、さくらとときわの保育所につきましては平成20年度に民間に円滑に移行するための補助金等も計上しています。

次にその下の児童保育センター整備事業でございますが、川西児童保育センターを川西小学校内に併設し、今年の8月夏休み明けから共有を開始してまいりたいと思っております。また、栄児童保育センターにつきましては栄小学校内に移転をし、来年、平成20年度から開設するための工事を着工してまいりたいと思っております。

最後は資料の5ページの衛生費の中の介護老人保健施設整備です。

平成20年6月共用開始を目指して老人保健施設の工事を着工してまいります。これに伴う補助をしてまいりたいと思っております。この老人保健施設につきましては社会福祉法人 光寿会、現在大樹町で老人保健福祉施設等を実施している法人ですが、西17条3丁目の元柏林台病院の跡地を取得いたしまして、そこに100床の老人保健施設を設置するものでございます。そのための市の補助を計上させていただいたものです。

以上、簡単に新規事業だけをご説明させていただきました。あと拡充事業等ございますがご覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。

(会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

(委員)

今ご説明のありました新規事業の担当課をお知らせいただきたい。

(事務局)

まず耳マークと地域自立支援協議会は障害福祉課でございます。

次、小規模多機能、グループホームは高齢者福祉課でございます。

その下の先輩ママさん、農村部子育て助っ人ファミリー、子ども議会、保育所の整備、

児童保育センターの整備。これは児童家庭課でございます。

最後の介護老人保健施設、これは保健課になります。

(委員)

児童保育センターの整備事業が新規になっていますが、栄小学校内とか川西小学校内と書いてありますが敷地内ですか。学校の中の空き教室に移るといことなのでしょうか。

(事務局)

いずれの児童保健センターも学校の教室を整備して児童保育センターのスペースを設けるといことので進めます。

(会長)

他にご意見は。

無いようですので、国も地方も非常に厳しい環境でありますので、帯広市の台所事情も非常に大変と伺っております。また、雇用をはじめとする経済環境に好転の兆しも見えな
い中で、生活保護費など扶助費の伸びも大変大きいようですが、限られた財源ではありますが、これからの少子化・高齢社会で安心して生活できるように、執行していただきたい
とお願い申し上げます。

(5) 審議会運営要領の改正

(会長)

次に、議題の(5)帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正を議題といたします。事務局説明を願います。

(事務局)

審議会運営要領の改正につきましては、お手元の資料6をご覧くださいと思います。

4月1日の市の機構改革によりまして、児童育成部会の庶務を担当していた児童家庭課がこども未来部へ改編されますことから、その担当を同部の「こども課及び子育て支援課」にしようとするものです。

(会長)

こども未来部につきましては、先の審議会においても、子どもの施策を一元的に実施する上で大いに期待できるという話もあったところではありますが、要領の改正は、担当課の文言整理という性格でありますので、そのように決定してよろしいと考えますが、ご異議ありませんか。

【異議無し】

(会長)では、提案のとおり、決定いたします。

(6) けんこう帯広 2 1 の計画見直し

(会長)

続きまして、「けんこう帯広 2 1」の計画見直しについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

それでは「けんこう帯広 2 1」の計画見直しについてご説明いたします。生活習慣病予防など健康づくりの指針として計画期間を概ね 10 年としまして「けんこう帯広 2 1」を平成 14 年 3 月に策定いたしました。

策定後 5 年を経過して各分野の施策の取り組み状況ですとか効果などを見直し、今後の方向性について再検討加えようとするものです。

加えまして関係する制度の改正などもありまして計画内容変更も想定されますことから健康づくり支援部会の皆様のご論議をいただきながら平成 19 年度に「けんこう帯広 2 1」の計画見直しを図りたいと考えております。以上であります。

(会長)

ありがとうございます。続いてお願いします。

(事務局)

本計画の見直しにつきましては、健康生活支援審議会条例規則に基づき、健康づくり支援部会に委任していただきたいと考えております。

(会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

【特に意見無し】

(会長)

それでは無いようですので健康づくりの指針として、計画の中間評価に基づく見直しを行うということですので、説明のありましたとおり、健康づくり支援部会に委任することによろしいでしょうか。

【異議無し】

(会長)

それでは、そのように取り扱うこととし、本審議会として、健康生活支援審議会運営規

程第3条第1項第3号の規定により健康づくり支援部会へ委任することといたします。

(7) その他

(会長)

それでは、7 その他にまいります。

審議会委員の補充について事務局から報告があります。

(事務局)

審議会地域医療推進部会の専門委員でありました「斉藤潤子」氏が退任されましたことから、後任に、社団法人北海道総合在宅ケア事業団の「原小百合」氏を選任いたしました。

(会長)

なお、原専門委員の所属部会は、退任された斉藤委員が所属していた「地域医療推進部会」といたしたく、決定したいと思えます。

では、次に事務局より、日本赤十字社の献血ルームについて、報告したいとのことでありますので、事務局より説明願います。

(事務局)

帯広すずらん献血ルームの一時休止の問題についてご説明させていただきます。

この問題につきましては昨年11月29日に開催されました本審議会におきまして休止の理由とともに事業継続を求める本市の基本的な考え方、市議会や帯広市医師会の力添えをいただき、要望活動など行ったことをご説明させていただいたところであります。

その後、北海道ブロック赤十字血液センターとは問題の解決に向けて相互に歩みより協議を進めることで合意をし、献血ルームの事業継続する場合の条件整理ですとか本市の対応などについて数回にわたって協議を重ねてまいりました。

その結果、本年1月16日に血液センターから献血ルームの一時休止を見直しし、毎週1日献血ルームを開け、全血献血のみを行うこと、6ヶ月経過後に献血状況等の検証を行いその後の対応について改めて協議することなどの提案があり、本市といたしましてはこの提案を受け入れる方向で対応することといたしました。

その後、更に協議を重ねた結果、去る2月5日付けで北海道ブロック赤十字血液センターから正式に業務を継続していただく旨の文章をいただきました。

書面の主な内容は日赤北海道支部等と協議をした結果、献血ルーム一時休止計画を棚上げし、新年度からは検診医師や献血車の確保など市の協力も得て毎週日曜日に400ミリ献血を主体とした全血献血のみの採血を行うこととしたというものであります。

市といたしましては献血車の拡大や検診医師の確保など難しい課題もございますが、血液事業に対する市民不安を解消し献血事業を円滑に推進するためには献血ルームの事業を継続し、十勝の住民が必要とする血液は、十勝の住民自らまかなうという原点に立ちまして献血思想を普及啓発する必要があると考え、合意することにいたしました。

なお安全な血液製剤等の安定供給の確保や献血事業の円滑な推進につきましては、引き続き関係機関、団体等のご理解とご協力をいただきながら対応したいと考えているところですので今後ともよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。献血ルームについて説明がございましたが、委員の方でどなたか意見、質問などありましたらお受けしたいと思えます。

【特に意見無し】

(会長)

特に無いようですので、帯広市の考え方に沿って、進めていただきたいと思います。

次に帯広市社会福祉協議会が、今年度策定作業を進めておりました「地域福祉実践計画」につきまして、(案)として取りまとめられましたことから、この場をお借りし、ご意見等をいただきたいとのことですので、議題といたします。

概要につきまして、社会福祉協議会からご説明願います。

(社会福祉協議会事務局)

社協の事務局次長でございます。日頃から皆様たちには本会の事業推進に特段のご理解とご協力をいただいておりますことについてこの場をお借りまして厚くお礼を申し上げます。今日は大変貴重なお時間をいただきまして恐縮でございますけども第3期地域福祉計画の案ついて、お手持ちの資料に沿ってご説明をさせていただきます。

本計画の骨子等については、昨年8月にもご説明させていただいたところでございますが、今日は具体的な事業の概要について、若干触れさせていただきたいと思っております。

お手許にございます資料は、一昨年から昨年にかけて実施いたしました各関係団体へのアンケート調査ならびに福祉団体や町内会等々との懇談会、あるいは意見交換会の結果を踏まえて素案を作成し、更には市の関係各課や本会の各種部会とも協議を重ね、策定させていただいたものであります。

作成にあたりましては、先の審議会でもご案内いたしましたとおり、地域のニーズ把握や総合相談あるいは在宅福祉の充実など、これからの社協に期待される活動を基本計画の柱として構成してございます。

また、それらを効果的に推進していくために、新規事業の導入あるいは従来の事業の拡充などにより、全体の計画を構成しています。

従来の事業については、現状を踏まえるとともにこれまでの課題を整理して、新たな方向性と数値目標を出来るだけ設定し、計画に具体性を持たせるよう配意したつもりであります。以下、お手元の資料に沿ってポイントとなる部分を抜粋して説明いたします。

1ページから2ページにかけての計画策定の背景、目的、位置づけ、更に次のページの第2章の計画の期間については、先の審議会でもご説明したとおりでございますので説明を省略させていただきます。

3ページから12ページまでには、帯広市における福祉を取り巻く現状と、本会が実施してきた主な事業の過去3年間の実績から浮かび上がってきた地域の課題を統計資料とともに簡単なコメントを添えて紹介してございます。

これも一般的に公表されている統計資料に基づいて表作成等させていただいておりますが、時間の都合もあるので、詳しい説明は省略させていただきます。後ほど、お読みいただきたいと思います。

13ページからは、本計画の基本理念・目標、基本計画及び体系の説明になりますが、まず、1の基本理念及び目標については、道社協が全道共通目標とした『在宅福祉を支える総合的な地域福祉の推進』を基本目標として設定しています。

また、地域特性を勘案し、「全ての人としあわせをおびひろ地域福祉実践プラン」というスローガンを帯広市社協の独自の目標として設定してございます。

2の基本計画と体系についてであります。基本目標を実現するために取り組む分野をその内容ごとに五つの分野に分け、基本目標を具体化する柱としてございます。

前回の審議会でも若干、説明いたしました。ご覧の五つの柱を基本計画として設定してございます。

この五つの基本計画に沿って、具体的に実施していく事業については、次の14ページに事業体系一覧として、表にしてあるので参照願いたい。

事業全体としては、約50の事業を予定しておりますが、実施事業には、新規に開始する事業のほかに、従来から取り組んできた事業であっても今後も継続が望ましいという事業については、それぞれの事業の特性を考慮して、それぞれ該当する基本計画の中に整理・分類して組み入れた形で構成してございます。

次に、15ページからは、基本計画を具現化するために、どういう取り組みや事業展開をしていくのかということについて、具体的に説明した内容を記載しています。先程の事業体系一覧表と同じ流れ・項目で載せてございます。

まず、15ページには、ニーズ把握とふれあいの心を大切にする社会参加の促進を目標として、取り組んでいく各種事業を紹介しています。言うまでもなく、地域住民の多くが地域で自立した生活を送りたいと願っているわけではありますが、そのためには、ニーズ把握と支援体制更には生活不安を解消するための社会参加が可能となる体制の整備が必要であると考えまして、本会としては、まず、地域住民や団体との意見交換や相談体制を整備していくことで、地域のニーズ把握に努めていきたいと考えております。

具体的な事業としては、15ページの下の方から16ページにかけて載せてございます。特に福祉相談体制の確立については、地域の福祉課題を把握する上で欠かせない事業として、特に力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

次に、16ページの実践項目の二番目、「安心を育む地域交流と社会参加」についてでございますが、地域住民が、町内会をはじめとする関係団体・機関によるネットワークに守られて安心して社会参加できる、そのような体制づくりに努めていきたいと考えております。現状としては、資料に記載してございますけども、地域住民の社会的孤立や虐待が散見され、地域におけるふれあい、たすけあいの精神が希薄になってきている。また、そのような事態に対処すべく各種事業を本会としても実施してきておりますが、事業効果が問われているものも少なくないという現状にあります。そこで、小地域ネットワーク活動

推進事業を始め、以下16ページから17ページにかけて掲載してある事業について、取り組んでいきたいと考えております。

16ページの下段の方にある「小地域ネットワーク活動推進事業への支援」については、従来から、本会の独自事業として実施していた事業の一つでありますけども、最近の傾向といたしましては、財源の助成よりも多様化している町内会活動全般への総合的な支援が求められてきていることから、今後は、単位町内会が取り組むあらゆる活動に対する相談支援に重きをおいた事業として方向転換していきたいと考えております。

具体的には、各町内会で行なっている「一人の不幸も見逃さない運動」や老人クラブの『友愛訪問』などと連携し、活動の充実を図るとともに出前講座による町内会活動のノウハウの伝授などにより、地域活動を支援していきたいと考えている。なお、計画期間内に60町内会を目標に相談支援を実施していきたく思っております。

次の「地域交流サロン事業の実施」については、これも、現在、実施している事業の一つであるが、孤独になりがちな独居老人や障害者、母子家庭などに対して、現在実施しているサロン事業を更に充実させ、地域とのふれあいによる生活不安の解消等に努めていきたいと考えております。具体的には、運営費の助成のほかにサロンの実施者となり得るボランティアの存在が手薄であることから、ボランティアの養成に力を入れていきたい、また、サロンの開設が都市部に集中していることから、農村部での開設に向け、重点的に取り組んでいきたいと思っております。なお、今後、3カ年の計画期間内に20箇所の開設を目指していきたく思っております。

次に17ページの中ほどにある「いきいき交流会事業」は、従来、ふれあい会食会として実施していた事業であります。1人暮らしのお年寄りの孤独感の解消のため、今後は食事の提供よりも交流に重点を置いて継続していきたく思っております。なお、年々、出席率が下がっていることから参加したくなるような雰囲気づくりとともに出来るだけ身近な会場で参加できるように、サロン事業との統合も視野に入れて取り組んでいきたいと思っております。

また、障害者の自立支援に関する事業としては、次の障害者社会参加促進事業や障害者週間記念事業など、既存の事業ではございますけども、事業内容を適宜見直して実施していきたく思っております。

次に18ページの安定した生活と自立支援への取り組みの推進については、地域住民の一人一人が地域社会の一員として、等しく社会的、経済的かつ文化的な生活を享受できるように地域社会を実現していくために、障害の軽減あるいは就労の機会の提供ならびに経済的な支援など、地域社会の支えを必要とする要援護者に対する事業を展開していくこととしております。

具体的には、低所得者などに対する不時の出費のための各種資金の貸付等についての取り組みや交通遺児や被災世帯への援護に係わる事業に取り組んでいきたいと思っております。詳細については、省略させていただきます。

21ページからは在宅福祉サービスの充実ということで、ここでは主に法令や市の施策に基づいた事業に係わる取り組みについて説明してございます。

近年、介護保険法や障害者自立支援法など在宅重視の法制度が整備され、在宅における福祉サービスの充実やサービス提供体制の構築が求められてきております。今回の計画に

においては、そのような社会情勢を踏まえ、在宅福祉サービスの充実を計画の柱の一つとして整理し、実践項目の一番のところにもコメントしてありますが、「いつでも、どこでも、誰もが安心して的確なサービスを利用することができる」という体制づくりに努めていきたいと考えております。

現状としては、資料にもございますが、介護保険制度については要介護度の低い認定者が増加しつつあるということから、介護予防に重点を置いた仕組み・制度が導入されるようになってきております。また、今後も軽度の要支援者の増加が見込まれることから、要支援者の主体性と意欲を高めることができるようなサービスの形態が、今後ますます事業所に求められていくと思われまます。従って、ヘルパーの資質向上や介護保険外のサービスについての取り組みが重要になってまいります。本計画では、そのような現状を踏まえまして、安心して在宅生活を送られるような事業の構築・推進に取り組んでまいります。

個々の事業の説明については、時間の都合もあるので省略させていただきます。

次に23ページの住民参加による地域福祉活動の推進についてですが、ここには主にボランティアに関する事業を集約して載せてございます。地域の人々が、地域で孤立することのない社会を形成するためには、社会福祉関係者だけでは、その実現は困難でありまして、ボランティアの存在なくしては理想的な福祉コミュニティの形成は図れないと考えております。

そこで、ボランティアセンター機能の充実強化、地域協働のための担い手作り、そして学習・活動機会の提供による地域福祉活動の推進という三つの実践項目を掲げて事業を実践していきたいと思っております。詳細につきましては省略させていただきますので、後ほどお読みいただきたいと思います。

次に26ページの地域福祉を支える社協組織の基盤強化については、本会がご案内のとおり地域福祉を推進する中核組織として位置づけられていることから、経営環境の変化に的確に対応し、地域に開かれた組織体制を確立し、更に社協組織の基盤そのものを強固にし、地域住民や関係機関等とより連携・協働を図っていかねばならないと考えております。

そこで、まず、実践項目の二にあるとおり、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、サービス事業者として安定的な運営や事業経営の実現に努めていきたいと考えております。

現状といたしましては、事業経営の一環として平成18年度から帯広市グリーンプラザの管理運営を引き受けることで、地域福祉推進の拠点としてふさわしい事業経営の実現を目指しております。その一方で町内会や関係福祉団体との連携が十分とは言えない状況にありますので、今後、積極的に住民懇談会や意見交換会を開催し、協働体制作りを努めていきたい、また、本会の運営基盤となる会員の拡大が今一つ進展していないため、加入促進に向けた取り組みを推進していきたいと思っております。具体的な事業については、27ページ以下に載せてあるので、後ほどお読みいただきたいと思います。

また、地域福祉を推進するにふさわしい組織・運営体制を確立していくためには、組織内部の運営体制が健全であり、職員も元気で意欲的に職務に取り組めるような職場環境でなければならないと考えております。現状といたしましては、28ページに記載しているとおり、人事、財源などの点において、幾多の問題・課題を抱えているのが現状である。

そこで、今後、事務局の活性化のため、雇用形態を始め、職員配置や職制の見直しなどへの取り組みを長期的展望に立って検討していきます。また、社会福祉士などの資格取得のための研修についても積極的に取り組んでまいります。また、財政基盤確立のため、コスト意識を持った事業展開や財務運営に努めてまいります。更に、効率的な事務処理体制の確保についても取り組んでいきたいと思っております。

以上、今後、取り組んでいく事業の基本的な考え方と主な事業の概要を説明させていただきました。

なお、30ページ以下には、その各種事業の主な事業内容を具体的かつ箇条書きに整理し、更に実施主体や財源区分及び事業の実施年度を明らかにした実施計画表一覧を載せてございますけれども、これについては、詳しい説明は省略させていただきますので、後程ご覧いただき、参考にしていただきたいと思います。

また、36ページ以下には、参考資料としてこれまでの計画の策定経過ならびに地域住民や関係団体等との意見交換会及びアンケート調査による意識調査の結果を載せてございます。これについても、説明は省略させていただくので後ほどお読みいただきたいと思います。

以上、大変お疲れなところ、また大変はしょった説明になりましてお分かりにくかったと思っておりますけれども「第3期帯広市地域福祉実践計画」についての概要説明とさせていただきます。今日はこのような貴重なお時間、場所をいただきましてありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

この実践計画も案でございますが、日頃の社会福祉協議会の活動も含めまして、質問となると大変厳しいような感じと思いますが、意見交換ということではいかがなものか、もしご意見がありましたら、伺っておきたいと思っておりますけれども。

(委員)

24ページにボランティアコーディネーター、及びボランティアアドバイザーとあるのですが、これはどういう内容の職務なのでしょうか？

(社協事務局)

ボランティアコーディネーターとはボランティア団体の方々とかボランティアを希望される方、あるいはボランティアを求めている方、ボランティアをやりたいという方、こういった方々の連絡調整をする役割をされている方々です。

アドバイザーの方はボランティアルームというのがグリーンプラザの中にあるのですが、そこに常駐していただいて、そこに来られる方々にボランティアの希望だとか助言、ご相談こういうことに対応していただく方ということになるかと思います。

(給料について)アドバイザーの方は無償でございます。コーディネーターはうちの職員としております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

他にご意見、無いようですね。

地域福祉と言いますと、行政が仕組みや制度を構築して、社会福祉協議会が中核となって活動を進めることになっておりますので、その責任も大きなものがあるものと思っています。若林会長は本日欠席されていますが、今後におきましても、社会福祉協議会には、一層充実した活動をお願いしたいと思います。

他に、事務局、先程の障害者部会の質問に関して、お答えいただけますか。

(事務局)

先程保留させていただきました障害者雇用の数字についてお答えをさせていただきます。民間企業法定雇用率1.8%以上の対象となっている企業でございますが、平成17年の数字でございます。141企業が対象となっております、そのうち達成されているのは41.1%でございます。かつて平成13年には50%以上の企業が達成されておりましたが、その後年々低下をいたしまして平成17年は41.1%の達成状況でございます。

なお、その141社の雇用状況でございますが、対象労働者が21,831人に対しまして障害者数が322人、実の雇用率でいきますと1.47%というような状況でございます。お答えは以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか？

それでは事務局からもう一点あるそうです。よろしくをお願いします。

(事務局)

議案に一部誤りがありましたので議題の(4)審議会運営要領の改正につきまして改めて追加提案させていただきたくお願いします。

(会長)

事務局をお願いします。

(事務局)

資料の6、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

第4条でございます。(1)地域医療推進部会 保健福祉部保健課を保健福祉部健康推進課に、(2)健康づくり支援部会 保健福祉部保健課を保健福祉部健康推進課に修正させていただきます。

(会長)

今の提案でよろしいですね。そういうことで決定させていただきたいと思います。
続いて事務局連絡をお願いします。

(事務局)

事務局連絡を申し上げます。審議会の委員報酬は、現在8300円となっておりますが、所得税の改正により、1月より源泉徴収額が1200円となり、振込金額は7100円でございます。

また、4月以降は、報酬額が8500円となりまして、源泉徴収額が1270円、振込金額は7230円となりますので、お知らせいたします。

また、次回開催は、7月から8月頃を予定しております。あらためまして、日程調整の上、ご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会長)

事務局連絡も納得いただけたと思います。

スムーズに運営していただきありがとうございました。

それでは、本日は、これで閉会といたします。長い間お疲れさまでした。

【了】